

ミライオ通信

2021
夏号



目次

- ・スーツは個人事業主の経費になるか!?
- ・成年年齢引き下げによる相続税・贈与税への影響とは
- ・最近の労働基準監督署調査について
- ・インボイス制度
- ・スタッフは見た!
- ・お仕事備忘録

代表あいさつ

夢は実現する

「夢は実現する」という言葉をモットーに、仕事をしてきました。具体的には「相続、コンサル、監査に強い事務所になる」ということでした。いい夢も見させてもらいましたが、大きな反省と気づきを得ています。

第一に、この夢は自分の事務所が良くなればお客様のためになると勝手に思っていたことです。

「お客様のために、役に立つ当社の業務は何か」「時代の流れの中でお客様に役に立つことは何か」を深く追求することが大切であることに気づきました。

未来の高付加価値な商品・サービスは、この探求から生まれて来ると確信しています。

第二に、夢の実現のため持続的な強い力を常に抱き続けていなかったことです。大事なのは、社会のために貢献するという使命感を夢に織り込み、社員とともにいつもワクワクとしながら行うことです。

第三に、「経営者の人間性以上に事業は大きくならない」ことを思い知りました。経営者およびスタッフが人間的に成長するとともに、「全員経営」で夢を実現することが必要になってきます。

日々お客様が良くなることを考え、行動し、お客様の喜びを自分の喜びとする人間になりたいものです。

さらに、夢の実現を早くものにするには、寝ても覚めても目的の実現ための行動は何かを考え、実践する実行計画が必要になります。

「いつでも夢を」事業においても個人においても抱き実現させていきたいものです。

税理士法人ミライオ

代表社員 林 和夫 税理士・公認会計士
社員 渡邊 研司 税理士・公認会計士

私たちはお客様の夢と幸せの実現のために尽くします。



税理士法人 ミライオ

〒444-0879

愛知県岡崎市竜美中2丁目3番地14

TEL : 0564-57-2559

FAX : 0564-58-3811

Email : hayashi-k@r4.dion.ne.jp



HP



facebook

スーツは個人事業主の経費になるか！？

先日、ある方から質問を受けました。タイトルのとおり「スーツは、個人事業主の経費になりますか？」というものでした。

その方は、「特定支出控除（給与所得の計算をする際に上乗せで控除できる制度）にスーツが列挙されているので、経費として認められると言う税理士もいますよ」とのことでした。

その際に、私は「難しいと思います。」とお答えしたのですが、時間の都合上、十分にご納得いただける詳しいご説明ができていなかったかもしれません。

正確に言いますと、経費になる可能性はあります。事業所得の費用を考える時に、特定支出控除を理由にできませんので、「一般的には難しい」というご回答になります。

所得税には10種類の所得がありますが、そのうちに、事業所得（個人事業主として事業をされている方が対象）と給与所得（一般的にサラリーマンが対象）があります。

「所得」とは利益のように考えてもらえればよいです。

事業所得は総収入金額から必要経費を控除した残額、給与所得は給与等の収入から給与所得控除額を控除した残額をいいます。

このように、所得を計算する上で控除できるものはそれぞれ規定されています。

「特定支出控除」というのは、給与所得の計算に用いるものです。事業所得の計算とは関係ありません。

税務調査時に、個人事業主の方が「特定支出控除でスーツが挙げられているから経費に入れました。」と主張しても、税務署職員に「特定支出控除は、給与所得の話なので関係ないですね。」と否認されてしまいます。

しかし、100%経費にできないかというとその限りでもありません。

事業所得を計算する際の必要経費は、「総収入金額を得るために要した費用」を言います。つまり、収入と結び付けて説明できれば問題ないです。

ただし、過去の裁判例からは、認められないことが多いため、しっかりとした根拠を用意しておく必要があります。

スーツを経費にしたいという場合は、その用途の実態をお聞かせいただいた上で、経費にできるかできないか判断させていただきますので、気になる方はご相談ください。



成年年齢引き下げによる相続税・贈与税への影響とは

民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律が平成30年6月に公布され、令和4年（2022年）4月1日から施行されることとなりました。

相続税・贈与税についても、20歳を基準にしているものがありますので、関連する事項について解説します。

この改正は、令和4年4月1日以後に相続、遺贈または贈与により取得する財産に係る相続税・贈与税について適用されます。

①未成年者控除

法定相続人が20歳未満の者である場合、下記の計算式による金額が相続税額から控除されます。改正後は、対象となる相続人の年齢は18歳未満に引き下げられます。

<改正前> 未成年者控除額 = (20 - 相続発生時の未成年者の年齢※) × 10万円

<改正後> 未成年者控除額 = (18 - 相続発生時の未成年者の年齢※) × 10万円 ※年齢の1年未満は切り捨て

②相続時精算課税

相続時精算課税は、60歳以上の父母または祖父母から、20歳以上の子または孫等に財産を贈与した場合に選択できる贈与税の制度です。成年年齢引き下げ以後は、18歳以上の子または孫等となります。

③贈与税の直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例

20歳以上の者が父母または祖父母などの直系尊属から贈与を受けた場合には、特例税率を用いて税額が計算されます。成年年齢引き下げ以後は、受贈者の要件が18歳以上の者となります。

④非上場株式に係る贈与税の納税猶予

この制度はいわゆる事業承継税制といわれる制度です。先代経営者から後継者へ非上場株式を贈与した場合において、一定の要件を満たす場合は、その贈与に関する贈与税の納税が猶予されます。

一定の要件には、後継者である「経営承継受贈者」と「特例経営承継受贈者」の年齢があります。贈与の日において20歳以上とされていますが、成年年齢引き下げ以後は18歳以上の者となります。

⑤遺産分割協議への参加

未成年者は財産に関わる法律行為を単独で行うことができないため、親権者を法定代理人とする必要があります。

しかし、未成年者及び親権者の双方が相続人の場合は、お互いの利益が対立してしまうため、特別代理人の選任が必要です。

この場合における未成年者の年齢要件が20歳から18歳へ変わります。



労務情報

最近の労働基準監督署調査について

皆様は、労働基準監督署の調査についてご存じでしょうか？最近ではどのような調査があるのかまとめてみました。

【監督署調査】

労働基準監督署が行う調査には、「定期監督」「申告監督」「災害時監督」といったものがあります。

「定期監督」は、その年度の計画に基づいた労働条件、安全衛生全般についての調査です。前年までの実績等から、任意で調査の対象事業所が決定されます。

これに対し、「申告監督」は労働者からの申告があった際に行われる調査です。

「災害時監督」は、一定以上の労働災害が発生した事業場に対して、原因究明や再発防止のために行われる調査です。

前記のうち、「定期監督」については書面により通知があることが一般的です。事業者はその通知に記載されている書類を持参の上、監督署へ訪問し、調査を受けることになります。

調査される書類としては、労働者名簿、賃金台帳、出勤簿の法定三帳簿といわれるもののほか、36協定、就業規則、健康診断結果通知書、最近では有給休暇管理簿といったものもあります。

助成金を受給した事業所は調査の入る可能性が高くなる傾向にあり、実際に調査対象となった場合には不安なこともあるかもしれませんが、事業所の労働環境を改善する良い機会と受け止められると良いでしょう。

【調査の内容】

定期監督調査では、書類を見ながら労働基準法等の違反がないか調査されますが、例えば以下のような調査がされます。

- ・ 36協定は提出されているか
- ・ 就業規則は作成されているか（実態にあっているか）
- ・ 給与から法定されている以外のものが控除されていないか
- ・ 労働安全衛生法に基づく健康診断は実施されているか

調査で違反事項が見つかった場合には是正勧告書が交付され、期日までに是正し報告することが求められます。



インボイス制度

登録事業者の申請が **10月1日** から受付開始!

インボイス制度ってなに?

令和5年10月1日から、「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。

インボイスとは、消費税について正確に記載した請求書を差します。多くの方は紙の請求書をイメージされると思いますが、電子データも認められます。

決められた事項が記載された一定の書類（請求書、納品書、領収書、レシート等）を作成し、保存（管理）するという制度です。今後、この制度に対応したレジや請求書の発行ソフト等の導入が必要になると考えられます。

インボイスは、適格請求書発行事業者（登録事業者）しか発行できません。登録事業者の「登録番号」の記載が必須となるためです。

登録事業者になるためには、消費税の課税事業者であることが条件です。その上で、登録申請書を所轄の税務署へ提出する必要があります。

この申請が令和3年10月1日より受付開始となります。

インボイスのイメージ

現行の請求書（区分記載請求書）の記載事項

- ① 請求書発行事業者の氏名、名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
- ⑤ 軽減税率の対象品目である旨
- ⑥ 書類の発行を受ける事業者の氏名、名称

請求書		
〇〇(株)御中		
(株)△△ (登録番号)		
■年●月分	請求金額	43,600円
●月1日	容器	550円
●月6日	生鮮食品	※ 5,400円
	合計	43,600円
10%対象	22,000円	内税 2,000円
8%対象	21,600円	内税 1,600円
※は軽減税率対象		

インボイス制度が適用されると……

現行の①～⑥に加えて

- ⑦ 登録番号
- ⑧ 適用税率
- ⑨ 税率ごとに区分した消費税額等

を記載します。

ご不明な点は、当事務所までご相談ください。

お仕事備忘録

●賞与支払届の提出

支給日より5日以内に所轄の年金事務所へ提出。

●7月12日（月）期限

- ・労働保険の年度更新
- ・源泉所得税の半年納付
- ・算定基礎届の提出

スタッフは見た! 〇〇

～お客様の取り組み紹介～

従業員の声に耳を傾ける



より多くの意見が集まれば、思い、経営幹部に加えて、プロジェクチームの従業員にも参加してもらいました。

先日、ある会社が売上増強のために参加してました！



その会議で発言したのが、初めに参加した従業員だっただけです。



社長の印象的だったのが、とても喜ばれていた。

自分の知らないところで、こんなにも会社の事を考えてくれたのか……

中には、実現が難しい提案もありました。



まず、従業員に発言の機会を与え、それを傾け、受け止めること。それだけでも従業員の貢献欲は高められませんか。



税理士・公認会計士 林 和夫
 税理士・公認会計士 渡邊 研司
 社会保険労務士 鵜飼 靖暢
 税 理 士 小林 英之